

●香川県告示第187号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成29年度事業計画を平成29年4月1日次のとおり決定した。

平成29年6月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市庵治町、牟礼町牟礼及び香川町安原下第3号の各一部	平成30年3月31日まで	地籍調査
丸亀市	丸亀市西平山町、福島町、郡家町の一部及び三条町の一部	〃	地籍調査
坂出市	坂出市宮下町、坂出町、昭和町2丁目、西大浜北1丁目の一部、西大浜北2丁目の一部、西大浜北3丁目の一部、西大浜北4丁目の一部、築港町1丁目の一部、中央町の一部、久米町1丁目の一部、入船町1丁目及び入船町2丁目	〃	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	〃	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町坂手の一部	〃	地籍調査
三木町	木田郡三木町大字井上及び池戸の各一部	〃	地籍調査
宇多津町	綾歌郡宇多津町塩浜及び網ノ浦	〃	地籍調査
琴平町	仲多度郡琴平町五條及び榎井の各一部	〃	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町東白方、桃山及び青木の各一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町炭所西及び炭所東の各一部	〃	地籍調査